

## 春は異動の多い時期です

### 就職・退職等の際は

### 国民年金の届け出を忘れずに

3月から4月にかけては、就職や退職、転職など異動の多い時期です。就職や退職、転職などの異動があった場合は、忘れずに市役所への国民年金の届け出をしましょう。

届け出をしないと、未加入期間ができてしまい、将来の年金額が少なくなったり、もらえなくなったりする場合があります。少しの期間であっても必ず届け出をしましょう。

# 国保だより

KOKUHODAYORI

## 4月から 70歳未満の方の 高額療養費が変わります

今まで70歳未満の被保険者は、医療機関で1カ月に支払った額が自己負担限度額を超えた場合、後で高額療養費の申請をすることによって超えた分の支給を受けていました。

4月から、国民健康保険加入者は入院時に市役所で手続きをとることにより、医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額までで済むようになります。(社会保険加入者の手続き先は、職場か社会保険事務所になります。)

### 入院時に必要な手続き

自己負担限度額は、所得区分によって異なります。あらかじめ市民課国保年金係に申請し「限度額適用認定証」の交付を受けてください。

#### 【手続きに必要なもの】

- ・国民健康保険被保険者証
- ・認め印

※「限度額適用認定証」は、特別な事情がある場合を除いて、国民健康保険税に滞納があると発行できませんので、ご注意ください。

### 従来通り高額療養費支給申請が必要な場合

#### ○外来のとき

医療機関等の窓口で同じ月に医療費を支払った額が、自己負担限度額を超えた場合。

#### ○世帯内で合算するとき

- 同じ月に
- ①入院と通院があった
  - ②違う病院にかかった
  - ③同じ世帯の国保の被保険者である家族も医療機関にかかった

自己負担限度額分の支払いをした他に、①～③に該当した場合で、それぞれ2万1千円を超えていれば、申請によりその超えた分が支給されます。

#### 【手続きに必要なもの】

- ・領収書
- ・国民健康保険被保険者証
- ・通帳等口座番号の分かるもの（基本的には世帯主のもの）
- ・認め印

#### ◆問い合わせ先

右記「年金だより」の問い合わせ先と同じです。

日本国内に住所のある、20

歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入しなければなりません。加入の種類は、職業などによって第1号、第2号、そして第3号被保険者の3種類に分けられています。

#### ◎第1号被保険者

農林漁業・自営業・フリーター・無職の方や学生など

#### ◎第2号被保険者

会社員、公務員など職場の年金（厚生年金や共済組合）に加入している方

#### ◎第3号被保険者

会社員の妻など、第2号被保険者に扶養されている配

偶者（20歳以上60歳未満）

#### 【届け出の際に必要なもの】

- ①就職された方（厚生年金や共済組合に加入した方）
- ②退職された方
- ③退職された方
- ④配偶者の扶養を解かれた方（第3号被保険者でなくなる方）

社会保険の健康保険証や共済組合員証

- ①・②の両方が必要
- ③転職された方
- ④配偶者の勤務先で交付した資格喪失証明書など、退職日の確認できる書類

離職票や勤務先で交付した資格喪失証明書など、退職日の確認できる書類

- ①・②の両方が必要
- ③転職された方
- ④配偶者の扶養を解かれた方（第3号被保険者でなくなる方）

配偶者の勤務先で交付した資格喪失証明書など、扶養を解かれた日の確認できる書類

▽本宮市役所  
市民課 国保年金係  
(内線126・127)

▽白沢総合支所  
住民生活課 住民窓口係  
(内線523)

#### ◆問い合わせ先

▽本宮市役所

市民課 国保年金係  
(内線126・127)

▽白沢総合支所

住民生活課 住民窓口係  
(内線523)